

平成 16 年 5 月 28 日

各 位

株式会社 近畿大阪銀行

法令等遵守態勢の整備・確立等に関する業務改善命令について

当社における不祥事件の発生を受け、当社の法令等遵守態勢の整備・確立等に関し、内部管理態勢に問題があったとして、本日近畿財務局より業務改善命令を受けました。

日頃から当社を信頼し、お取引頂いておりますお客さま、また関係する皆さまにご心配をおかけいたしますことに、心からお詫び申し上げます。

当社では、法令等遵守態勢の確立に向け、全社あげて取り組んでまいりましたが、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め深く反省いたしますとともに、不祥事件の再発防止ならびに役職員の法令等遵守意識の徹底を図るため引き続き、下記の改善事項に取り組んでまいります。

記

1. 改善命令の内容

(1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

- 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化
- 全行的な法令等遵守意識の醸成
- 営業店における内部牽制機能の強化
- 内部監査機能の充実・強化
- 人事管理の厳正な運用

(2) 上記(1)に関する改善計画を平成 16 年 6 月 28 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

2. 今後の対応

今回指摘された上記改善事項を踏まえ、既にとった改善策を着実に実施するとともに、再度見直しを図り、法令等遵守態勢の更なる充実ならびにコンプライアンスのチェック機能の強化等に努めてまいります。

以 上